

個人住民税は
特別徴収で
納めましょう

法律で
定められています

② 地方税法第321条の4

年中
給與
期限
の
み
が
あ
る
こ
の
こ
と
あ
る
個
人
と
所
得
税
徴
収
該
市
情
に

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定により特
別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しう。特
徴収の場合には、当該年度の初日において同条の納税
義務者に対して給与の支払をする者、他の市町村内に
おいて給与の支払をする者を含む。このうち所得税法
第百八十三条の規定により給与の支払をする際所得税
を徴収して納付する義務がある者は当該市町村の条例
により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させ
なければならない。この場合においては、当該市町村
の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法
によつて徴収すべき給与に係る所得割額及び均等割
額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により
特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与と所得

第三 第二 六項 知を 得に 年五 にお 額を 月主 日の 支の 十日 うち

個人住民税 特別徴収の チエブクロウ先生

事業主(給与支払者)は全ての従業員の給与から
個人住民税を引き去り(特別徴収)により納める義務があります。
特別徴収についてみなさまにもっとご理解いただけますよう、
このパンフレットを通じて説明していきます。



そもそも、
特別徴収って何?
知らないよ!
P4のQ1へ



特別徴収って
しなくちゃ
いけないの?
P4のQ2へ

さあ、先生がみんなの
疑問に答えていくぞ!



個人住民税 特別徴収の
チエブクロウ先生



従業員は家族だけ
だから特別徴収し
なくていいよね?
P4のQ3へ



パートやバイトは
普通徴収で
いいのよね?
P4のQ4へ



どんなときに
特別徴収しなけれ
ばならないの?
P5のQ6へ



従業員が少ない
から普通徴収しか
やってないよ!
P4のQ5へ

従業員の就退職が
多くて、どうやって
いいかわからない!
P5のQ9へ



特別徴収の
メリットって何?
P5のQ7へ



従業員から普通
徴収で納めたいと
言われますが…
P5のQ10へ

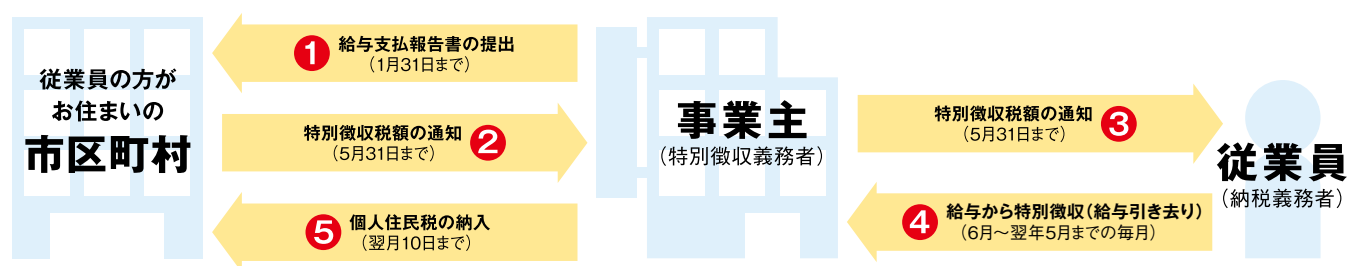
個人住民税 特別徴収の概要



個人住民税の特別徴収とは？

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、**毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入**していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、**全ての従業員**について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収制度のしくみ



用語の解説

- 個人住民税とは、**市町村民税**と**道府県民税**を併せた**地方税**のことです。
- 給与引き去り（給与天引き）による納入を「**特別徴収**」といいます。
- 「特別徴収」以外に、市町村から送付される納税通知書で個人が納付する方法を「**普通徴収**」といいます（年4回）。
- 従業員には、**短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含みます。**



個人住民税 特別徴収 Q&A

Q₁
A

特別徴収とは何ですか？



まずは、用語の定義じゃな。



個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。

Q₂
A

特別徴収はしなくてはいけないのですか？



実は、義務なんじゃ。



所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4及び市区町村条例）により**義務づけられています**。

Q₃
A

従業員は家族だけなので特別徴収はしなくても良いのでしょうか？



家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。

Q₄
A

従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？



全ての従業員なんじゃ。



原則として、アルバイト、パート、役員等**全ての従業員から特別徴収**する必要があります。ただし次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等

Q₅
A

従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？



少なくとも特別徴収じゃ！



しなければなりません。ただし、**従業員（納税義務者）が常時10人未満**の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。